

沖縄県農地中間管理機構の概要について

I. 農地中間管理機構とは

○農地中間管理機構とは、農地の出し手と受け手（農業を担う者）の介在役として、受け手（農業を担う者）への農地集積・集約化に取り組む「信頼できる農地の中間的受け皿」として「農地中間管理事業」を行う機関です。

○沖縄県では、公益財団法人 沖縄県農業振興公社が沖縄県知事より農地中間管理機構として指定を受け、平成26年4月1日より「農地中間管理事業」を実施しています。

II. 農地中間管理事業の概要

○農地中間管理事業とは、「地域計画」に基づき、認定農業者、認定新規就農者など地域の農業を担う者へ農地集積・集約化を図り、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める事業として、以下のことを実施します。

- ① 出し手から農地を借受け、受け手（農業を担う者）へ貸付け
- ② 機構が預かっている農地の管理（最長で6か月間）
- ③ 農地集積・集約化のために必要とされる農地の売買

○農地を借り受ける期間については、原則として10年以上とします。ただし、これよりも短い期間とする特別な理由がある場合は協議により期間を決定します。

○受け手（農業を担う者）への農地の貸付けについては、借受希望農地のある市町村窓口等で受付を行っています。

III. 農地中間管理事業を活用するメリット

【農地の出し手のメリット】

- ① 賃料の徴収・支払いは、農地中間管理機構が責任を持って行います。
- ② 農地借入れ契約期間の満了時には、農地所有者に確実に返ってきます。
- ③ 途中で受け手と解約した場合も、次の受け手が見つかるまで、最長で原則6か月間管理し、その間の出し手への賃料は、機構が支払います。

【農地の受け手(農業を担う者)のメリット】

- ① 地域計画に基づき農地を受け手(農業を担う者)へ貸し付けるので、農業経営の効率化が図られ、また、農地借入れ期間の満了時まで、安心して耕作することができます。
- ② 機構は、出し手と受け手(農業を担う者)との仲介役として、複数の出し手との個別調整や事務手続き等を行うので、煩雑な手続きが解消されます。

農地中間管理事業における貸借の仕組み

